

開会あいさつ

世田谷区生活文化政策部市民活動推進課長の伊藤です。

本日はお忙しい中、公募に関する説明会にご出席いただき誠にありがとうございます。

現在世田谷区は、本庁舎等整備基本構想の中で「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を基本的方針の一つとして定め、本庁舎の整備を進めております。当課としてはその本庁舎の中で、「区民利用・交流拠点施設」の令和8年度の開設に向けた準備を進めております。こちらの施設を多くの区民や団体等に利用していただき、区民参加、交流、協働につながる事業を展開していきたいと考えております。

当施設は令和8年度9月に竣工予定であり、令和8年11月頃の施設開設を予定しています。つきましては令和8年4月より事業運営委託を開始するため、本年度に事業者選定を行っている次第です。

本日の説明会にて、当事業を事業者様にご理解をいただきまして、多くの事業者様にプロポーザルに参加していただきたいと考えておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは担当より説明をさせていただきます。

資料説明及び注意事項

市民活動推進課の榎本と申します。資料の説明は私の方からさせていただきます。まずは資料の確認をさせていただきます。A4でホチキス止めされた資料はお手元にありますでしょうか。本日の説明会については、本日中に区のHPにて資料と説明原稿を公開させていただく予定です。本日の説明会に参加されていない事業者様との公平性を考慮し、本日質疑応答は行いませんが、9/5を期限として質問票を受付することとしまして、9/12にいただいた質問についてHPにて回答を公表させていただく予定でございます。あらかじめご承知おきいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

1 これまでの検討経過

それでは次第に沿って順次ご説明します。「1 これまでの検討経過」です。資料の「1 これまでの検討経過（1 ページ目）」の一覧表をご覧ください。

区民利用・交流拠点施設は本庁舎等整備、新庁舎建替え事業の一つであり、検討としては、表の左側の平成28年度の本庁舎等整備基本構想策定から始まります。令和4年度には学識経験者や団体代表、区民等で構成された計画策定検討委員会を作り、ご意見を反映した計画を令和5年度に策

定しました。昨年令和6年度には施設開設に向けて運営委員会準備会を設置したところです。合わせて表の右側、「区民参加による検討」も継続的に実施しており、平成30年、令和元年にワークショップや検討会を実施し、令和4年度には区政モニターや区民ワークショップ、令和5年度はアンケート調査や区民意見募集、区民ワークショップ、令和6年度は区内活動団体の活用意向調査や試行イベント等を実施して、区民や団体の皆様のご意見を積み重ねながら施設開設に向けて準備を進めているところです。

次に資料2ページ目をご覧ください。平成28年策定の「本庁舎整備基本構想」の基本的方針1で「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を挙げており、さらに令和5年策定の交流拠点施設運営基本計画では基本理念として「区民、市民活動団体及び区が協働して、多様な人々がともに支えあい、交流し、心豊かな住みやすい暮らしを実現する」を定めています。区民利用・交流拠点施設はこの基本的方針や基本理念を目指して事業を運営していきます。

次の資料3ページ目をご覧ください。こちらは令和元年度の区民交流スペースの運用に関する検討会提案書から抜粋したものです。将来像や場のイメージとしては、区民、団体、区職員が混ざり合い、共生する「汽水域」、空間的にも機能的にも「ひらかれ、みえる」ことを掲げています。それを実現するための必須事項として3つ、①幅広い人達に利用される場にすること②繋がりを生むしかけを備えること③運用しながら場を育ててゆくことを定めています。

2 交流拠点施設で目指すこと

次に次第2、「交流拠点施設で目指すこと」についてです。資料4ページ目、「区（市民活動推進課）が交流拠点施設を通して目指すこと」をご覧ください。交流拠点施設での事業は、庁舎の一部を活用して実施する事業であることから、単に運営事業者に業務を委託するだけでなく、区も一緒に事業を運営していく必要があります。こちらの資料は区がこの施設を通して目指すことを示したものです。

左側のステップが目指すこと、右側が具体の方策となります。まずステップ1は、市民活動しやすい環境をつくりたいとして、区民利用・交流拠点施設においてより自由な活動がしやすい場をつくる、出会いや交流ができる環境や機会をつくるというものです。ステップ2は、活動する人を増やしたいとして、区民利用・交流拠点施設において新しい活動やチャレンジのサポート、よりよい活動へのバージョンアップのサポートを通して、団体の活動を支援し、活性化させていくことで、活動に参加する人を増や

し、既存の中間支援組織とも連携しながら、団体を支えるネットワークを広げるといえるものです。ステップ3は、まちを知っている職員を育てたいとして、まずは職員自身が積極的に市民活動の現場に出向き、知り合い、参加していく中で活動の工夫を学び、活動をサポートする力をつけていく、その結果区職員と団体がつながり、パートナーとして様々な活動や事業にも取り組む意識（姿勢）を育てるといえるものです。

これらの目標達成に向けて、区も運営事業者様と共に取り組んでいきたいと考えています。

なお、当課の事務所は現在梅丘の分庁舎にありますが、令和8年度施設開設後は新庁舎2Fの区民交流室の1部屋を借りて事務所を構えそちらに基本常駐して、事業運営に携わる予定です。

次に資料5ページ、「施設運営にあたっての確認事項」をご覧ください。こちらは、運営委員会準備会にて議論して作成したものです。施設の運営にあたり根幹となる事項を明確化し、様々な事項を決定する上での軸とし、また、委員や区職員が交代してしまってもこれまでの検討の積み上げを継承していくことを目的に作成したものであり、重要事項の決定やメンバー交代の際などに逐次、共有するぶれない確認事項と位置づけました。

No1は「原則無料・予約不要・営利可能な場づくり」、No2は「定期的かつ魅力的なイベントの実施・気軽に立ち寄れる場づくり」として、これらは場の前提条件や場の目指す姿を示しています。

次にNo3は「柔軟に見直し（トライ&エラー）が可能な施設運営」、No4は「チャレンジ・バージョンアップ・マッチング」の支援を行うとして、この2つは施設運営方針や活動に対する支援の内容を示しています。

最後にNo5は「区民、団体、区職員がオープンな活動に参加し、交流や協働を育み、課題解決に寄与」、No6は「区及び運営事業者が中心となって、区民、団体、区をつなぐ」とし、これらは区民、団体、区職員がこの施設の活動に積極的に参加することで交流や協働を育む、またそのために区、事業者が区民や団体、区をつないでいくことを示しています。

3 利用ルール

次に次第3、「利用ルール」についてです。資料6ページをご覧ください。こちらは当施設を団体等が活動で利用する際の利用料金についてまとめた資料です。

(1) 利用料金のあり方をご覧ください。「交流拠点施設は庁舎の位置づけであることから、～区の実施事業として運営していく、利用団体等から徴収する利用料金は行政財産の使用許可による使用料ではなく、事業へ

の参加に伴う「施設利用協力金」として徴収する」としています。これはつまり、この場所が庁舎であるため、行政上の様々な制約があるのですが、簡便な手続きで活動が行えるように、1回1回の利用の都度、使用許可を出し料金を頂くのではなく、利用団体等がこの施設の事業に参加する形にして、利用調整は運営事業者が行うとし、行政上の許可申請は行わない形としています。また、準備会でのご意見を踏まえ、料金の名称は「施設利用協力金」としました。

(2)です。「施設利用協力金」は、利用用途からNPO等の非営利利用、民間企業等の営利利用の2区分を設けています。資料7ページ別紙1-1をご覧ください。主体や活動内容ごとに活動の可否や範囲を定めています。表のNo1、NPO団体等が実施する活動は、原則公益性を有する活動・事業として考え、表の真ん中にその具体例を示しています。これらの活動は活動への参加者から参加料を取る取らないに関わらず、非営利の活動と判断します。なおこちらのオレンジ色は、拠点施設全体を利用できるということを示しています。

次に表のNo2、民間企業等についてです。活動内容によって2つに分かれます。上のオレンジ色の部分ですが、例えば「子ども食堂」など、「社会貢献活動」についてはNPO団体等の活動と同様に非営利の活動として扱います。次にその下青色の部分ですが、“交流拠点に賑わいを創出する事業”ビールフェスタなどの興業イベントについては、交流拠点施設に賑わいが創出されることで区民やNPO等活動団体の交流等を促進するなど区の交流拠点施設事業に資することを条件に、活動のエリアを限定したうえで当施設を利用できるとし、これらは営利の活動事業として扱います。青色は営利事業で活動エリアが限定されるということを示しています。

なおその下の白色の部分、民間企業の通常の営利事業については、当施設は利用できないとしています。

最後にNo3ですが、区が主催する事業についても当施設の利用が可能としています。

資料8ページ別紙1-2をご覧ください。図面の上ですが、先ほどご説明しました「NPO等の非営利利用」はこちらのオレンジ部分、施設全体の利用が可能です。図面の下「民間企業等の営利利用」の利用エリアは、青色の広場やピロティ一部分について利用が可能です。

次に資料9ページ別紙1-3をご覧ください。こちらが料金表です。まず上の表、「NPO団体等の非営利利用」ですが、利用促進の視点から安価な料金設定としました。事業運営実施計画に基づき事業趣旨から、区内団体は原則無料とし、1日を超える利用や区外団体等の利用についてののみ

利用料金を徴収します。次に下の表、民間企業等の営利利用ですが、区の交流拠点施設事業に資することを条件に、利用エリアを限定した上で他自治体の事例を参考にNPO団体等よりも高い設定としています。例えば表上の部分、キッチンカー1台、土日8時間の利用は4,000円とし、 m^2 単価は50円としています。次に表下の部分、広場ピロティ全体で、土日8時間の利用は118,800円とし、 m^2 単価は15円としています。考え方としましては、面積が狭いほど m^2 単価が高く、広くなるほど m^2 単価が安くなる設定としており、単価は50円から15円までに傾斜がかかる形としています。

恐れ入りますが、資料6ページにお戻りください。「2規定の整備及び料金徴収について」ですが、今後施設開設に向けて事業実施要綱の制定、庁舎管理規則の改正を行う予定です。また、「3施設利用協力金の見直し」ですが、全庁的な使用料の見直し時期に合わせて、他自治体の状況や利用率、地価等を踏まえて施設利用協力金の見直しを行う予定としています。

次に資料10ページをご覧ください。こちらは施設を活動利用また個人利用する際のフロー図を示したものです。

まず左側、活動利用にあたっては事前登録が必要となります。組織構成や通常の活動内容、施設で行う活動について登録シート及びヒアリングにより、施設での活動要件に合致するかの確認を行います。

次に表の中下段、区の公用利用や個人利用については事前登録不要です。なお、区職員については職員のみのもので会議での利用は不可としています。

次に表の真ん中、当日手続きについてです。活動利用、公用利用については運営事業者に簡易な手続きを行った上で利用し、個人利用については手続き不要です。また点線枠内、活動利用について、当日手続きで利用可能な活動を例示としてお示ししています。なお、利用にあたっては施設として多くの区民や団体等の交流を目的とした場であるため、交流スペースでオープンに利用していただくことを基本としますが、秘匿情報を扱う活動等で交流室の利用が必要な場合は交流室を利用いただけるとします。

次に表の右側、予約についてですが、世田谷区民会館同様1年前より事前相談受付を開始し、他団体の利用意向や区民会館の利用状況と利用調整の上、予約や備品等の利用の可否を判断するものとしています。また、点線枠内に予約（事前相談）が必要な活動を列挙しており、対外的な活動や活動にあたり区への利用料金が発生する活動、参加者から料金を徴収する活動、飲食の提供、大きな音が出るなど周囲に影響がある活動等については予約が必要な活動としています。また、秘匿情報等を扱う活動については区民交流室の予約も可能とし、総会等団体内で日程調整を伴う、団体メ

ンバーのみの活動については通常活動で施設を利用していることを条件に予約を可能としています。

区の公用の利用については、1年以上前より庁内あてに意向調査を行い、利用調整を行い、年間事業計画を作成することとします。

次に資料1 1ページをご覧ください。こちらはごみの処分や、お酒の扱いについて整理したもので8/27準備会でお示ししたのになります。利用内容や主体、場所ごとに記載をしております。

まず、ごみの処分についてですが、ごみ箱は管理が煩雑になってしまうため、活動利用時、主催者の判断により自主的に設置する場合以外は設置いたしません。区庁舎での処分の可否ですが、NPO団体等の活動については、利用を促すため、ごみ袋は自前で用意し、廃棄ルールに沿った分別及び排出量の抑制を十分に行った上で、運営事業者に引き渡し廃棄することとします。民間企業等については、他事例に鑑み、持ち帰り対応としています。公用利用については各所管課において処理するものとし、個人利用については、処分は行いませんが売店で購入したものについては売店設置のごみ箱への廃棄が可能です。また、運営事業者が行う自主的な事業等においてもNPO団体等と同様に区庁舎で処分するものとします。

次にお酒の扱いですが、活動に伴う飲酒については主催者が責任を持って対応することを前提に可とします。時間については、区庁舎の基本的な業務時間以外としています。また、個人での飲酒については不可としており、売店においても販売しないこととしております。

4 スペースごとの活用想定及び備品

次に次第4、「スペースごとの活用想定及び備品」についてです。資料1 2ページをご覧ください。

まず「区民交流スペース」ですが、こちらは東2期棟1階、庁舎の玄関口にできるオープンなスペースです。スペース真ん中に「団体活動スペース」があり、可動しやすい机やイスを用意して、打ち合わせやワークショップなどで利用していただきます。仕切りのないオープンな空間で様々な活動や交流ができる設えとなっています。団体活動スペースの上、「個人利用スペース」は、役所に手続きに来た来庁者や学生等が利用できるスペースです。可動が可能なキッズスペースも用意します。図面左上部、広場やピロティに面している部分は開放できるようにしており、広場やピロティとの一体的な活用も可能です。さらに右上部分には、障害のある方等が休憩利用できる「カームダウンスペース」を用意する予定です。レイアウト下の部分には「キッチンカウンター」を用意して、飲食を伴う交流会な

どでの利用も可能とします。また下の部分には「市民活動カウンター」を用意しまして、運営事業者はここに常駐していただき、活動団体等の利用調整や活動支援業務を行っていただきます。またカウンター内は4名ほどが入れる事務スペースもございます。「市民活動カウンター」の右側、「エフエムせたがや」サテライトブースの下の部分には運営事業者の執務スペースを用意しており、こちらは4名ほどが入れる事務所スペースとなっております。

次に資料13ページをご覧ください。区民交流スペースは可変式としており、大型モニターを使った講演会やパブリックビューイング、また展示などの利用も可能です。

次に資料14ページをご覧ください。こちらは2階、テラスに沿った形で用意する「区民交流室」です。ガラス張りの部屋となっておりますが、ブラインドカーテンもあるためクローズドな活動も可能です。

次に資料15ページをご覧ください。6階の「屋上庭園」です。こちらは芝生広場があり、ヨガ教室やみどりのワークショップなどの利用を想定しています。またエリア真ん中部分には区民も管理に参加できる「区民花壇」も設置予定です。

次に資料16ページをご覧ください。「広場・ピロティ」です。団体が活動しやすいように、設置が簡易なテント等を用意して、マルシェなどのイベントで利用できるようにします。アンカーボルトも設置しテントが固定できるように安全対策も行います。また音響機器等も用意して、音楽やダンスステージなどでも利用可能です。

次に資料17ページをご覧ください。1期棟のエントランスホール等の活用想定になります。なお、ラウンジは令和9年度より区民会館の一部となり、こちらの運営は指定管理事業者が行う予定です。ラウンジについては仕様書にも記載がありますが当プロポーザルの業務の対象となっておらず、区民会館ホールなどと同様、施設全体を使った活動等の際に、条例に定める手続きにより利用することとなります。

5 オープニングイベント

次に次第5、「オープニングイベント」についてです。資料18ページをご覧ください。こちらは令和8年11月の施設開設に合わせて行うオープニングイベントの企画資料案で、8/27準備会でお示ししたものになり、準備会にて意見をいただきながら準備を進めています。1日のみの集客イベントでは一過性のものになってしまうとのご指摘を踏まえ、1か月程度の期間で、既存事業の活用など庁内及び団体の協力をいただきながら実施

し、その後の施設利用を促せるような形としています。資料の日程及び右側の実施内容詳細イメージをあわせてご確認ください。まず11月3日の文化の日をキックオフイベントとして広場でのテープカット、学生等による演奏披露、施設内覧会、施設全体を活用した事業、愛称募集の開始としています。実施にあたっては予算も含め庁舎管理担当課とも協力しながら区が行うこととしています。

次に平日の「活動利用の促進・PR」部分ですが、こちらは運営事業者が、随時利用を希望する団体に対して、施設の説明や施設見学を実施します。次に土日の「団体運営参加型イベント」ですが、区、運営委員会、部会からの個別の呼びかけにより区内の団体等に様々な形でのイベント出店をしていただく形を想定しています。出店にあたっては、団体が責任を持って実施いただくことを基本とし、区及び運営事業者は出店場所等の利用調整を行うこととしています。これはオープニングイベント以降も行っていく本来業務としての利用調整をイメージしています。

次に公用事業ですが11月14日に文化・国際課が行っている大使館や国際交流団体等によるブース出展やステージイベント、体験コーナーなどを行う国際メッセ&ホストタウンコンサートの実施を予定しています。これ以外でも区の庁内より希望があれば追加したいと考えています。

次にクロージングイベントですが、こちらは区民会館ホールでの市民活動に関するシンポジウム、交流スペースでのオープニングイベント期間中に、出店した団体のパネル展示及び交流会としています。最後に施設全体を活用した区民参加型事業として区と運営事業者にてスタンプラリーや誰でも参加できるオブジェ、利用憲章等の作成ができればと考えています。

なお、平日についても区の庁内や団体から要望があれば随時イベントを行う可能性もございます。

8/27準備会では、「団体運営参加型イベント」について、団体へ声かけを行うタイミングが、来年ではなくできれば1年前など早い方が団体としてはありがたいというご指摘がありました。団体へのお声かけについては、例えば今年の11月頃から周知できるか、一度区の方で検討することとなりました。また「団体運営参加型イベント」に「出店する」、また「クロージングイベント」という表現がこの表現で良いのか、別の表現が良いのではとのご指摘がありました。27日の準備会の資料及び議事録については、9月中旬にHPにて公開いたしますので、詳細はそちらをご覧くださいと幸いです。

オープニングイベントについては、仕様書にも記載があるとおり、準備会での検討を踏まえて、委員会での意見を聞きながら実施していくものに

なります。

運営事業者の関わり方としましては、運営委員会・部会の事務局運営を行い、キックオフイベント、クロージングイベントについては区と連携して実施するとし、出演料等の予算措置については区の方で別途対応します。平日の「活動利用の促進・PR」は運営事業者にて対応し、土日の「団体運営参加型イベント」については、出店団体の利用調整が主な業務となります。

なお、今後毎年行う「(仮称) 市民活動フェアイベント」についても運営委員会や部会で検討し同様に実施していく予定です。

6 プロポーザル実施要領兼説明書、仕様書

次に次第6、「プロポーザル実施要領兼説明書、仕様書」についてです。これまでご説明させていただいた交流拠点施設で目指すことなどを踏まえて、運営事業者にはどのような業務をご依頼していくか、ポイントをしばってご説明させていただきます。

まず資料「実施要領兼説明書」をご覧ください。1ページ目「3 事業運営対象施設」ですが、アに記載の一覧表に示す部分が本件で運営を委託する施設です。

2ページ目の「イ 世田谷区民会館」については、本業務とは別に8年度までは業務委託、9年度から指定管理運営とする予定です。本業務では、交流拠点施設全体を使った事業を行う場合、区民会館運営受託者との調整業務を行うとしています。

次に「4 業務内容」です。こちらについては「仕様書案」をご覧ください。まず、仕様書が令和8年度と9年度で2つございますが、これは当施設が令和8年11月から開設を予定しているためであり、初年度の8年度については、年度当初は準備期間で、11月より本格的に施設開設、事業開始となり業務内容が一部9年度以降と異なるため分けております。では、令和8年度の仕様書(案)をご覧ください。こちらの資料をもとに仕様書内のポイント部分についてご説明をいたします。

4ページの「5 運営時間等」をご覧ください。業務としては原則年末年始を除き、曜日に関わらず、8時30分から22時15分までとなります。

次に5ページの「7 業務体制」をご覧ください。(2) 開設後については、施設長や副施設長を始め、6ページの④マッチングコーディネーターを、市民活動支援をけん引する者として2名以上配置することとしています。ここでの2名とは、全体の人員体制として2名以上ということで、開設時間で常時2名以上配置という意味ではございません。⑤では業務時間

において記載の職員を最低2名以上の配置とし、⑥では、施設長とマッチングコーディネーターを中心に、利用者と積極的なコミュニケーションを図り、利用者の意向をできるだけ尊重して、交流や区民参加につながる支援に努めるとしています。なお⑧は執務スペースについて、こちらは先ほど次第4「スペースごとの活用想定及び備品」でご説明した内容を記載しています。

次に7ページの「9費用負担」では、施設の維持管理業務は区が別途委託する本庁舎等総合管理業務において行うとし、区と受託者の役割分担を明確化しています。次に8ページ「14物品貸付」ですが、備品については区が用意するものを事業者に貸付させていただき、団体等が活動で備品を利用する場合は事業者が団体等に貸し出すという流れになります。団体が備品を利用する際の料金は発生せず、先ほどご説明した「施設利用協力金」が基準に基づいて発生する場合があるということとなります。なお、備品については交流スペース内の倉庫、及び区役所西棟地下2階の倉庫の2か所に保管しますので、適宜そちらから出していただき利用団体にお渡しするといった流れとなります。

次に10ページ、「1開設前準備業務」では、開設準備室の設置や、利用案内の作成、施設の専用ホームページや利用受付システム等について記載しています。特に(4)利用受付システムについては、活動で利用する際に申請者が簡便に使えるシステムの構築を行うこととしており、アプリなど事業者の提案を求めるとしています。

次に11ページ、「2(仮称)事業運営委員会事務局運営」については、事務局として区と連携し、事業に関する報告や会議の開催・進行・記録等の会議運営を行うこととしています。

次に13ページ、「3各種事業の準備・実施」ですが、年間事業計画の作成やオープニングイベント、愛称募集等について記載しています。オープニングイベントについては、準備会のご意見を踏まえ、1か月程度の期間を掛けて区や団体との協働によるものとし、愛称募集については令和8年度中の決定としています。

なお、先ほどご説明した運営委員会、愛称募集の選定委員会の委員の謝礼については、区の方で別途予算措置を行います。

次の14ページでは令和9年度の市民活動フェアイベントの企画や、広場等を活用した賑わい創出事業について記載しており、広場等を活用した賑わい創出事業については、事業者からの提案を求めるものとしています。なお、「実施にあたり材料費等が生じた場合、利用者に実費を負担させることができる」とありますが、こちらは合わせて運営事業者として賑わい

事業を実施するにあたり収益を上げることはできないということになりますので、実施負担分までとなることをご承知おき頂きますようお願いいたします。

次に「4 施設運営管理業務、利用調整業務」ですが、施設の基本的な維持管理及び、利用調整について記載しています。15ページの(2)①では利用調整の考え方を記載しており、(エ)では、団体同士を紹介するなど日頃から声掛けを行い、交流やマッチングの機会を創出し、連携や新たなつながりを促進するとし、取り組みについては事業者の提案を求めるものとしています。

次に17ページ⑦をご覧ください。こちらは利用団体が支払う「施設利用協力金」の徴収についてです。こちらの徴収業務は事業者にて行っていたものであり、そのお金は事業者の収入とします。年度当初に、年間の収入の見込みを令和8年度は50万円とし、その額を差し引いた金額で区と契約を行います。ただし、年度末に見込み額から25万円以上過不足が生じた場合は、契約変更を行うとします。なお、令和9年度は8年度と異なり、年間を通して施設が開設されるようになるため、年間収入見込み額は150万円とし、25万円以上過不足が生じた場合は、契約変更を行うとしています。

次に18ページ「5 市民活動支援業務」をご覧ください。(1)スタートアップ支援として、活動経験のない団体等に対して支援を行うとし、事業者から提案を求めるものとしています。続いて(2)マッチング支援では、活動経験がある団体に対して企画提案をすることで、こちらでも事業者からの提案を求めます。(3)は、ご説明したスタートアップ支援、マッチング支援を行うために、区内の団体等とネットワークを構築するという内容で、こちらでも事業者提案としています。最後に(4)、施設を利用する団体の情報発信支援とし、③SNS等を活用した団体の情報発信支援の手法については事業者からの提案を求めるとしています。

「6 広報活動業務」では施設の事業に係る広報活動、次の19ページでは「7 区への報告」について記載しています。以降は区のルールに沿って添付が必要となる定型的な内容が続きまして、最後の33ページでは先ほどご説明した施設運営に関する確認事項を添付しています。

仕様書(案)の説明は以上です。なお、令和9年度の仕様書も開設準備業務を除き、概ね令和8年度の内容と同様となっています。

続いて、「実施要領兼説明書」の3ページにお戻りください。「6 履行期間」ですが、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間といたします。

次に「7 事業実施経費（提案限度額）」ですが、令和8年度については、7,500万円、令和9年度以降は8,500万円としています。この金額の差については、令和8年度は施設開設が11月からを予定しており、システム等初期投資経費はかかりますが、夜間土日含めた本格的な運営は年度途中からとなるためです。

次に「8 参加資格」です。(1)にて、複数の法人が協働する共同企業体、いわゆるJVでの参加も可能としています。

4ページの(7)ですが、過去10年間に3年以上記載の同種業務を受託した実績があることとしています。

6ページ「16 提案書作成要領」ですが、(2)提案書の内容の中でいくつか事業者のご提案を求めるものがございます。こちらについてはそれぞれの事業者の強みを生かしたご提案をいただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

「プロポーザル実施要領、仕様書」の説明は以上となります。

7 「区役所で遊ぼう」試行イベント

最後に、次第7「区役所で遊ぼう試行イベント」についてです。資料19ページをご覧ください。こちらは既に開設しているエントランスホール、ラウンジにて、交流拠点施設開設を見据え、区の方で先行して実施した試行イベントの実施報告資料になります。今後交流拠点施設開設後の利用調整の一つのイメージ例になるかと思っておりますので、簡単にご説明をさせていただきます。実施概要については記載のとおりです。

資料20ページをご覧ください。イベント内容としては主に小学生までのお子さんを対象としたもので、区内の様々な団体さんに出店していただき子ども向けのお遊びイベントを実施しました。

資料21ページをご覧ください。イベント実施までのプロセスについて、まとめたものになります。10月から企画・構想を始め関係所管、団体へ参加を打診しました。相談の中で様々な良い提案が出たり、人員の問題で参加が難しかった団体も他団体の協力により出店が可能となりました。市民活動推進課としても全ての出店ブースを体験してもらえようスタンプラリーを企画しました。これらが事業のスタートアップとしての取り組みだったと考えています。次にイベント実施直前に参加者全員でのオンライン会議を実施し、その中で他団体の取り組みを参考に自団体の出店内容のブラッシュアップや、想定以上の盛り上がりを感じた団体さんが追加でパンを販売することなどにも繋がりました。これが事業のバージョンアップとしての取り組みだったと考えています。次に10月中旬には区民会館管理者に

企画を説明し、区民会館ホール利用予定団体の内、試行イベントと親和性の高い催しを企画している団体を紹介してもらい、企画内容の共有等を実施しました。たまたまではありましたが、区民会館ホールでの催しも申し込みや料金不要だったため、それぞれのイベント参加者が相互のイベントに参加できることが分かりました。また、利用にあたって関係所管と出店内容に合わせ随時相談・調整を行い、最大限に施設を活用し魅力的なイベントとなるよう努めました。これらが利用調整としての取組みだったと考えています。周知・PRにあたっては、大学生に周知チラシのデザインを依頼し、区の様々な広報媒体や出店団体のSNS等での周知も行うなど、多様な情報発信に取り組みました。

資料22ページ、「出店団体のアンケート」をご覧ください。どの団体からも好評をいただきましたが、悪かった点として、当日のブース運営に余裕がなく、他団体との交流が中々図れなかったことなどが挙げられました。資料下の、「参加者へのアンケート」では子どもならではの面白い意見が多数出ました。全てを叶えることは出来ないかもしれませんが、魅力的なイベントや施設が出来れば、区役所にも来てくれるという手ごたえも感じました。まとめとしては、所管課や団体と協働したイベント開催にあたって先頭に立って汗をかくことの大変さを肌で感じる事ができ、また結果として保護者の方も含め300人を超える来場者にお越しいただき、区役所という難しい立地であっても魅力的なイベントや様々な情報発信ができれば人が集まる事が実証できました。今後頂いた意見も踏まえ、よりよい施設を目指していきたいと考えております。一方で、団体同士の交流やイベント後のつなぎの仕方の難しさも分かりました。イベント当日は、団体同士が交流する機会を作ることができなかつたため、今後団体同士の交流をどのように促していくのか、例えばイベント後に区民交流スペースを活用した交流会を設定するなど、検討を進めていきたいと思っております。ちなみに今年4月に、区内の関係団体を集めた飲食を伴う交流会をラウンジで実施しました。こちらの交流会は今後の交流拠点施設の利用イメージをお伝えすることができ新たな施設に対して期待感を持っていただくことができたかと思っております。その点で良い試行となりました。

終わりに

説明は以上となります。本日は説明会にご参加いただきましてありがとうございました。

冒頭でもご説明させていただきましたが、本日は質疑応答は行なわず、後日9/5を期限として質問票をメールにて受付いたします。ご質問に対す

る回答は9/12に、区HPに公開させていただく予定です。当事業の業務委託の参加表明書提出期限は9/19としております。ぜひ多くの事業者の皆様にご参加いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。